

令和5年度鱈ヶ沢町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、鱈ヶ沢町が令和5年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達にあたり、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等により、障害者就労施設等の仕事の確保及び経営基盤の強化を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者等の自立及び社会参加の促進に資することを目的とする。

第2 令和5年度の調達方針

1 対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品等とする。

2 対象となる施設等

対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律の特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う在宅就業障害者
- (10) 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、透明性及び競争性の確保に留意しつつ、前年度実績を上回れるよう障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 全庁的な取組の推進

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、障害者就労施設等が供給できる物品等

の特性を踏まえつつ、できる限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための取組の推進

障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援をし、物品等の情報収集及び受発注調整にあたっては、共同受注窓口である「青森県社会就労センター協議会」を積極的に活用するよう努める。

(3) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(4) 随意契約による調達の推進

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

5 他の施策等との調整

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、国や当町における他の施策との調和を図るものとする。

第3 実績の概要の取りまとめ及び公表

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績については、原則として、毎年度、前年度の実績を調達品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。

第4 その他

- 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、調達方針の見直しを行うものとする。
- 2 この方針に関する担当窓口は、ほけん福祉課とする。
- 3 この方針に定めるもののほか、実施について必要な事項は、町長が別に定める。

(附則)

この調達方針は、令和5年4月1日から適用する。